

議案第28号

天理市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について

天理市国民健康保険財政調整基金条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年3月7日提出

天理市長 並 河 健

天理市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険財政調整基金条例（平成8年3月天理市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- （1） 天理市国民健康保険特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に定める額
- （2） 前号のほか、天理市国民健康保険特別会計において決算上生じた剰余金の範囲内で、予算に定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。